

熊緑推第56号
平成20年6月10日

熊本県緑の少年団育成連絡協議会長 様

社団法人熊本県緑化推進委員会
理事長 村上寅美

「緑の少年団」育成のための助成金(交付金)の交付に関わる取
扱いについて(通知)

本委員会の運営につきましては、平素からご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。さて、緑の少年団の活動助成について、現在、「緑の募金実施要綱」第18条(交付対象事業)の規定に基づき、助成金を交付する等によって行っています中、昨今の学校における児童数の減少等から、学校の統廃合による緑の少年団の解散、統合の事例が発生しています。

その緑の少年団が年度途中(2月1日～1月31日)で合併した場合、「新規」に結成された緑の少年団ではありますが、合併する以前から活動してきた団体であることを考慮し、今後、継続の少年団として取り扱うこととしましたので通知します。

記

- 1 助成金について、合併した少年団は、継続の緑の少年団(1団分)と同額と算定される。
- 2 その他の支援等
 - 1) 合併で、緑の少年団の名称が変わる場合、団旗の更新
 - 2) 帽子、スカーフについては、従来のを引き継ぎ、不足分については補充